

平成 31 年 1 月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

## 1月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第1号	八戸市社会教育委員の委嘱について	1
議案第2号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第3号	教育財産の用途廃止について	7
議案第4号	八戸市文化財の指定解除に係る諮問について	9

議案第 1 号

八戸市社会教育委員の委嘱について  
八戸市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。

平成31年 1 月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

八戸市社会教育委員の辞職に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	所 属 等
かねいり たけお 金 入 健 雄	公益社団法人八戸青年会議所

任期は、平成 31 年 2 月 1 日から平成 32 年 4 月 30 日までとする。

議案第 2 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり市長に申し入れるものとする。

平成 31 年 1 月 30 日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議を設置するとともに、史跡根城跡保存管理計画検討会議を廃止するためのものである。

議案第 号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 年 月 日 提出

八戸市長 小 林 眞

理 由

史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議を設置するとともに、史跡根城跡保存管理計画検討会議を廃止するためのものである。

## 八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の2 八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議の項を次のように改める。

八戸市史跡丹後平古墳群保存 活用計画検討会議	史跡丹後平古墳群の保存活用計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
---------------------------	---

### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「史跡根城跡保存管理計画検討会議」を「史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議」に改める。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 2 教育委員会の附属機関		別表（第2条関係） 2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
(略)	(略)	(略)	(略)
八戸市史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議	史跡丹後平古墳群の保存活用計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。	八戸市史跡根城跡保存管理計画検討会議	史跡根城跡の保存管理計画に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。



議案第 3 号

教育財産の用途廃止について  
教育財産を別紙のとおり用途廃止する。

平成31年 1 月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

白銀市川環状線道路改築工事に伴い西園小学校用地の一部を売払うため、学校敷地の一部を用途廃止するためのものである。

(1) 用途廃止する土地

① 所在地 八戸市大字尻内町字六百刈 1 0 - 1

② 地目及び地積 学校敷地 586.66㎡

(2) 用途廃止の理由

白銀市川環状線道路改築工事に伴い西園小学校用地の一部を売払うため、学校敷地の一部を用途廃止するためのものである。

(3) 用途廃止後の処理

青森県への売払い事務手続きを進めると同時に支障工作物の移設等作業を進める。

議案第4号

八戸市文化財の指定解除に係る諮問について  
八戸市文化財審議委員に別紙の八戸市文化財の指定解除について諮問する。

平成31年1月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理由

糠塚の大慈寺の「山門」・「経蔵」及び「本堂」が青森県文化財保護条例第4条の規定により平成30年8月20日に青森県文化財（県重宝）に指定されたことに伴い、八戸市文化財保護条例第11条に基づき、八戸市文化財の指定解除について諮問するものである。

名称及び員数	「福聚山大慈寺 山門」 1 棟 「福聚山大慈寺 経蔵」 1 棟
所在地	八戸市長者一丁目6-59
指定年月日	昭和38年7月26日
所有者	宗教法人大慈寺 八戸市長者一丁目6-59

